

リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン（案）
に関する御意見の募集について

令和 5 年 8 月 18 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

化学物質の自律的管理の一環として、労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 3 項及び第 4 項に規定する医師又は歯科医師による健康診断（以下「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）が令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

今般、厚生労働省では、学識経験者及び産業界の実務経験者からなる検討会の報告書等を踏まえ、事業者、労働者、健康診断実施機関及びその他関係者がリスクアセスメント対象物健康診断の趣旨・目的を正しく理解し、その適切な実施が図られるよう、基本的な考え方及び留意すべき事項を示したリスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインを策定することを予定しています。

つきましては、別添のリスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン案に関し、下記のとおり、御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

記

1 御意見募集期間

令和 5 年 8 月 18 日（金）から令和 5 年 9 月 1 日（金）まで（必着）

2 御意見募集対象

リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン（案）

3 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン（案）に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

（２）郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室 宛て

4 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。

個人の場合は、氏名・住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は、法人名・主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。)

提出していただいた御意見に対して個別の回答はいたしかねます。また、氏名（法人名）及び住所（所在地）その他の連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。